お知らせ

20歳以上の学生の皆さんへ

学生納付特例制度のご利用を！

20歳以上の学生で国民年金保険料の納付が困難なときは、「学生納付特例」を申請してください。承認を受けると、承認された期間の保険料は納付が猶予されます。

年度ごとに申請書の提出を

学生納付特例は、申請日から2年1か月前までの在学期間について、遡って申請できます。ただし、4月から翌年3月までを1年度として審査するため、年度ごとに申請書の提出が必要です。

令和3年度分の申請受付は4月1日（20歳未満の人は20歳の誕生日の前日）から始まります。令和2年度分の学生納付特例の承認を受けており、日本年金機構から令和3年度分のはがき形式の申請書が届いた人は、必要事項を記入し返送すれば、窓口で手続をする必要はありません。

10年以内なら後で納めることも可能

学生納付特例の承認を受けた期間は老齢基礎年金の受給額に反映されませんが、10年以内であれば、その期間の保険料を納めること（追納）で受給額を増やすことができます。

ただし、経過期間に応じた加算額が上乗せされる場合があります。

対象／大学（大学院）、短大、高等専門学校などに在学する20歳以上の学生で、前年所得が一定以下の人

持ち物／年金手帳、学生証（両面のコピー）または在学証明書（原本）

※退職して学生になった場合は、離職票または雇用保険受給資格者証をお持ちください。

※代理人が申請する場合は委任状と代理人の身分証明書をお持ちください。

注意事項／

・審査結果は、申請してから約2か月後に日本年金機構から通知されます。通知が届くまで、申請期間に該当する納付書は使わずに保管してください。

・学生納付特例の申請が遅れると、万一の際に障害基礎年金等を受けられない場合があります。

提出先／

富士年金事務所、または国保年金課国民年金担当

▲日本年金機構

問合せ

富士年金事務所（横割3-5-33）☎(61)1900

国保年金課（市役所3階）☎(55)2755 FAX(51)2521

募集

登録無料！富士市空き家バンク

登録物件を募集しています

市では、市内に空き家を所有し、売買や賃貸を希望する人からの物件登録を随時募集しています。眠っている空き家を有効に活用してみませんか。

空き家をそのまま放置しておくと、劣化が進みやすく、景観や防災・防犯の面で地域に悪影響を及ぼす可能性があります。

登録していただいた物件の情報を、ウェブサイトで公開し、空き家への居住希望者を募集します。賃貸・売買できる空き家（戸建て住宅）の登録をぜひお願いします。

★注意事項

市は、空き家に関する情報の提供は行いますが、物件の売買・賃貸借に関する交渉・契約等には一切関与しません。契約は、宅地建物取引業者による仲介をお勧めします。

富士市空き家リフォーム支援補助金交付制度

空き家バンクに登録されている空き家を購入または賃借する際にリフォームを行う場合、リフォーム費用の一部（最大で100万円）を補助しています。詳しくは住宅政策課にお問い合わせください。

〈富士市空き家バンク利用の流れ〉

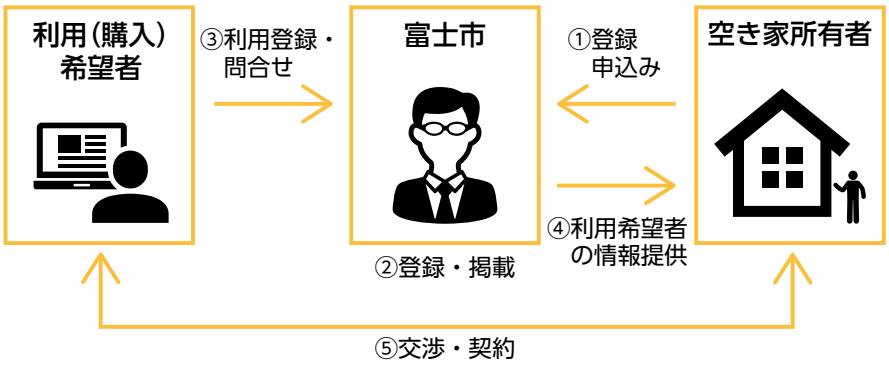

▲詳しくはこちら

問合せ

住宅政策課

☎(55)2814 FAX(57)2828

E to-juutaku@div.city.fuji.shizuoka.jp